

社会保険の適用拡大について

～厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります～

法律改正により、パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります。

対象となる企業

- 2024年10月から、従業員数51人以上の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。
- ※ 現在、厚生年金保険の被保険者が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。

従業員数のカウント方法

従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A・・・フルタイムの従業員数

B・・・週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数

※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

- Bは週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数です。
- 原則として、従業員数の基準を常時（※）上回る場合には、適用対象になります。
※自主的に判断し、速やかに届け出てください。
なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月で基準を上回ると日本年金機構において適用します。
- 法人は、法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

加入対象者

新たな加入対象者は、以下の条件に全て該当するパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
(※週所定労働時間が40時間の企業の場合)
契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。
※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと思込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。
(含まれない例)
 - 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
 - 最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない
※休学中や夜間学生は加入対象です。

社会保険加入のメリット

- 老齢年金の充実
厚生年金保険に加入することで、1階（基礎年金部分）に加えて2階（報酬比例部分）が上乗せされます。
- 障害年金の充実
 - 厚生年金保険加入中の障害については、障害等級1・2級の場合、障害基礎年金に加え、障害厚生年金の上乗せがあります。
障害厚生年金は、老齢厚生年金と違い、加入期間が短くても一定（300月分）の給付が確保されます。
 - 3級やそれより軽い一定の障害の場合、国民年金加入だと障害年金の支給が受けられません。
厚生年金保険に加入すると、障害厚生年金または障害手当金（一時金）の支給を受けられます。
- 遺族年金の充実
厚生年金保険に加入することで、遺族基礎年金に加えて遺族厚生年金が受け取れます。
- 健康保険の充実
 - 傷病手当金
病休期間中、給与の2/3相当を支給
健康保険に加入していると、業務外の事由による療養のため働くことができないときは、その働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができない期間（最長1年6ヶ月間）、傷病手当金が支給されます。
 - 出産手当金
産休期間中、給与の2/3相当を支給
健康保険に加入していると、被保険者が出産のために会社を休み、報酬が受けられないときに、産前42日・産後56日までの間、出産手当金が支給されます。